

守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児教育・保育の実施に必要となる保育士等（保育士、幼稚園教諭及び保育教諭をいう。以下同じ。）の人材確保を図るため、予算の範囲内において、市と守口市民間保育士緊急確保支援事業に関する協定書を締結した法人が運営する市内の私立認定こども園及び私立保育所（以下「対象認定こども園等」という。）に、新規卒業者として就労する保育士等に対し交付する守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。
- (2) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (3) 新規卒業者 補助金の交付を受けようとする年度（以下「補助年度」という。）の前年度の3月に学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業した者

(補助対象者)

第3条 1回目の補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新規卒業者
- (2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許状を有する者
- (3) 補助年度の4月1日に対象認定こども園等に採用された者
- (4) 補助年度の4月1日から継続して同一の対象認定こども園等で保育士等として在職している者
- (5) 勤務条件が1日6時間以上かつ月に20日以上勤務である者

2 2回目の補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前項各号のいずれにも該当する者

- (2) 1 回目の補助金について第 6 条の規定による交付決定を受けている者
- (3) 補助年度の翌年度の 4 月 1 日以後も、次に掲げる施設等のいずれかに保育士等として就労する意向がある者
 - ア 補助年度に在職していた対象認定こども園等
 - イ 補助年度に在職していた対象認定こども園等を運営する法人が運営する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育施設又は同法第43条第 2 項に規定する特定地域型保育事業（補助金の額等）

第 4 条 補助金の額は、1 回当たり 200,000 円とし、1 人当たり 2 回を限度とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、1 回目の補助金の交付申請にあっては補助年度の 4 月 1 日から 1 回目の補助金の交付申請を行った日の属する月まで、2 回目の補助金の交付申請にあっては 1 回目の補助金の交付申請を行った日の属する月の翌月から 2 回目の補助金の交付申請を行った日の属する月までの期間において、前条の規定により補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が休職等により 1 日も勤務していない月があると認められる場合には、前項の補助金の額から当該月数に 34,000 円を乗じて得た額を減額することができる。

（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金交付申請書に別に定める書類を添えて、市長が別に定める期間内に市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと決定したときは、守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の交付手続の特例）

第 7 条 前条の規定により補助金の交付の決定をした者に係る実績報告は、第 5 条に規定する交付申請をもってなされたものとみなす。この場合において、当該補助金の額は、前条の規定による交付決定により確定するものとする。

（補助金の請求）

第 8 条 第 6 条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から 30 日以内に守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、請求書の提出を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第6条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な事由により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(交付決定の取消しによる補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金主管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項に規定する日以前にこの要綱に基づく補助金の交付決定があった者については、第8条から第12条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行し、改正後の守口市民間保育士緊急確保支援事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。